



卷頭言

社会福祉法人日本ライトハウス視覚障害リハビリテーションセンター
所長 日比野 清

〈「視覚障害リハビリテーション学」を目指して〉

リハビリテーションは、視覚障害者をはじめ、障害者の社会参加を実現する為の1つの重要な柱である。障害者の完全参加を遂げるためには、リハビリテーションの浸透とともに、制度（法律等に裏づけられた援護措置）の充実、住民の障害者に対する理解の3本柱の対策が不可欠であると言えよう。障害者が不自由ではあっても不幸ではない人生を歩むことができるようにしていくためには、これらの対策を並行して充実させていかなければならない。地域福祉、在宅ケアが叫ばれている今日、啓発活動や統合の方法などを再検討していく必要があろう。

視覚障害者のリハビリテーションについては、日本ライトハウスが1965（昭和40）年に当時アメリカ海外盲人援護協会（AFOB：現ヘレンケラインternational、H.K.I.）の協力を得て我が国に紹介、その後国内でも広く実践されるようになってきた。その方法、技術ともリハビリテーション先進国と比較しても勝るとも劣らない水準に達している。しかし、このリハビリテーションに携わる専門家の養成や資格基準については、多くの課題を残している。これらの課題を解決していくために、また、リハビリテーションの理念や技術を浸透・定着させていくために、諸科学に裏付けられた「視覚障害リハビリテーション学」を確立し、学問としての体系化を図っていかなければならぬ段階にきている。このような決意を込めて、長年発行してきた本研究誌を「視覚障害研究」から「視覚障害リハビリテーション」と改称することとした。

改めて言及するまでもないが、リハビリテーションについて再度確認しておきたい。

しばしば、リハビリテーションは単に技術的な効果のみを目的としていると考えられがちであるが、それは本来、その分野での制度ないしは政策と何らかの関わりをもち、障害者対策を正しい方向へ導くものでなければならない。し

たがって、それだけの理念や思想、さらには専門性が要求されるものである。

また、リハビリテーションは他者の与える技術（ワザ）ではなく、主体者の問題であるといえる。すなわち、社会福祉の固有の特徴である「主体性の援助」が強調されるべき過程であるとも言えよう。さらに、今日のような障害の重度・重複化、障害者の高年齢化の進行する状況においては、リハビリテーションのゴールが単に就労による職業的・経済的自立から、地域社会における障害者の生活様式を打ち立てていくことへと変化し、捉えられるようになってきた。すなわち、障害者生活の地域社会統合化が強調されるようになってきたと言えよう。

これらの基本を踏まえ、視覚障害者のリハビリテーションの中核ともいえる社会適応（生活）訓練の分野では、その内容の体系、実施方法などは一応確立してきたと言えよう。その目標も単に技術的な効果だけではなく、対象者個々人の生に対する積極的な姿勢の獲得、可能性の拡大、さらには、正しい自己理解と評価を究極のゴールと定め、展開するに至っている。

日本ライトハウス視覚障害リハビリテーションセンターは、従来より運営してきた視覚障害者更生施設「職業・生活訓練センター」に加え、重度身体障害者更生援護施設「ジョイフルセンター」と、身体障害者通所授産施設「ディワークセンター」を併設し、職業訓練である「身体障害者等能力開発事業」と、視覚障害リハビリテーション関係専門職員の養成等を包括して、事業を展開していくこととし、この4月1日から再スタートした。これも対象者の個別の状況に適したリハビリテーションを提供できることと、実践を踏まえた上での理論的構築による「視覚障害リハビリテーション学」の樹立を目指していくことを目標としたからに他ならない。新たな時代を迎えるにあたって、視覚障害者のニーズを充足していくために、今後とも関係者各位のご指導とご協力のほど、切にお願いしておきたい。